

第2回あわらし選挙管理委員会会議録

1 日 時 令和3年6月1日(火) 午前9時～午前9時30分

2 場 所 あわらし役所 202会議室

3 議 題

議案第8号 専決処分につき承認を求めることについて

(あわらし市議会議員及びあわらし市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例施行規程について)

議案第9号 専決処分につき承認を求めることについて

(あわらし市議会議員選挙におけるポスター掲示場の掲示区画の数及び掲示場の設置を完了する日について)

議案第10号 専決処分につき承認を求めることについて

(あわらし市議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所について)

議案第11号 専決処分につき承認を求めることについて

(あわらし市議会議員選挙における選挙人名簿の登録の移替えをしない期間について)

議案第12号 選挙人名簿より抹消すべき者の議決を求めることについて

議案第13号 選挙人名簿に登録する者の議決を求めることについて

議案第14号 条例の制定又は改廃の請求等に必要な連署数について

議案第15号 あわらし市議会議員選挙における選挙時登録の登録日等を定めることについて

議案第16号 あわらし市議会議員選挙における不在者投票のための投票用紙等を郵送することのできる期日について

4 その他

5 出席者 委員 内田 雅章 吉田 一展 土屋 紀信 吉田 眞己
事務局 書記長 渡邊 清宏
書記 三上 健太郎 齊藤 大樹 後藤 夕子

6 欠席者 なし

7 傍聴人 なし

8 資 料 議案書

会議の概要

委員長 開会あいさつ

委員長 今回の選挙管理委員会の会議録署名委員を土屋委員にお願いできますか。

土屋委員 承知しました。

委員長 それでは、議題に入ります。あわら市議会議員及びあわら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例施行規程について専決処分された議案第8号について、事務局の説明をお願いします。

書記 ～議案の説明～

委員長 ただいまの議案第8号について、質問、意見等はありませんか。

委員 規程中の様式は、元々決まっているものですか。

書記 福井県など他の自治体のものを参考に制定しました。

委員 ウグイス嬢は、公費負担の対象になるのですか。

書記 ウグイス嬢は、対象になりません。

委員 一人当たりの公費負担額はどれくらいになりますか。

書記 おおよそ40万円弱になる見込みです。

委員 この規程は、立候補者を増やすための施策なのですか。

書記 選挙運動の機会の公平性を保つことで、立候補したいがお金がないという人の立候補を促すことが目的です。

委員 前回の市議会議員選挙のときと比べて、制定の効果はありましたか。

書記 前は説明会の出席者23人中22人が出馬しました。今回は、説明会の出席者が19人でした。

委員 うまく広報する必要があるかと思います。

書記 今回は、説明会前に広報紙とホームページに掲載して周知しました。

委員長 その他質問、意見等はありませんか。

委員 ありません。

委員長 それでは、議案の可否についてお諮りします。議案第8号について承認してよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

委員長 異議なしとのことですので、議案第8号は承認されました。

委員長 続いて、あわら市議会議員選挙について専決処分された議案第9号から議案第11号の議案3件について、関連がありますので、一括して事務局の説明をお願いします。

書記 ～議案の説明～

委員長 ただいまの議案について、質問、意見等はありませんか。

委員 ポスター掲示場の場所は、いつも基本的には同じなのですか。

書記 基本的には変えていませんが、土地の所有者が死亡した場合などは隣の土地にしたり、人通りが多いところに変更したりした場所があります。

委員 ポスターがどれだけ見られているか、立候補者選択の判断に使われたかといったことを調べたことはありますか。ポスターの有効性について疑問があります。

書記 調べるのはなかなか難しいところがあります。また、法律上、市として広報する場を用意せざるを得ないです。場所については、次回に向けて改善していきたいと思います。

委員 5月29日以降に転居した人は、転居先の区の投票所へ行ってはだめということですか。

書記 そういうことです。

委員 入場券を忘れた場合、投票はできますか。

書記 氏名や生年月日などで本人確認することで投票することができます。

委員長 その他質問、意見等はありませんか。

委員 ありません。

委員長 それでは、議案の可否についてお諮りします。議案第9号から議案第11号の議案3件について承認してよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

委員長 異議なしとのことですので、議案第9号から議案第11号の議案3件は承認されました。

委員長 続いて、定時登録に関する議案第12号から議案第14号の議案3件について、関連がありますので、一括して事務局の説明をお願いします。

書記 ～議案の説明～

委員長 ただいまの議案3件について、質問、意見等はありませんか。

委員 立候補者する人も選挙権を持っていないとだめですか。

書記 はい。基準日時点で、市内に3カ月以上住民票がないといけません。

委員長 その他質問、意見等はありませんか。

委員 ありません。

委員長 それでは、議案の可否についてお諮りします。議案第12号から議案第14号について、可決としてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

委員長 異議なしとのことですので、議案第12号から議案第14号については、可決され

ました。

委員長 続いて、あわら市議会議員選挙に関する議案第 15 号及び議案第 16 号の 2 件について、関連がありますので、一括して事務局の説明をお願いします。

書記 ～議案の説明～

委員長 ただいまの議案 2 件について、質問、意見等はありませんか。

委員 不在者投票は、投票用紙を請求しなければならないのですか。

書記 その通りです。

委員 国外に住んでいる人は、今回投票できるのですか。

書記 在外投票は国政選挙のみ可能ですので、今回は投票できません。

委員 前回の選挙では、どれくらい不在者投票がありましたか。

書記 おおよそ 100 人ぐらいだったかと思われま。

委員 選挙公報には通知に必要なことしか書かれていないように感じます。もっと立候補者のことを知る方法があった方が良くと思います。広報の手段を市が準備してはどうですか。

書記 選挙公報は市のホームページに掲載予定です。広報手段は、法律上の問題で難しいところがあります。

委員長 その他質問、意見等はありませんか。

委員 ありません。

委員長 それでは、議案の可否についてお諮りします。議案第 15 号及び議案第 16 号について、可決としてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

委員長 異議なしとのことですので、議案第 15 号及び議案第 16 号については、可決されました。

委員長 それでは、日程第 10 その他について何かあれば、事務局より説明をお願いします。

書記 今後の日程についてお知らせします。この後 10 時 30 分から行われる期日前投票管理者・立会人研修会ですが、事前に通知しましたとおり、301 会議室での開催となりますので、時間になりましたら 3 階へ移動をお願いします。

また、机に通知を置かせていただきましたとおり、次回は 6 月 12 日の選挙時登録にご出席をお願いします。通知にありますとおり、議案が 20 本ほどありますので、いつもよりもお時間をいただくことになるかと思ひます。その後は、6 月 20 日の投開票、6 月 22 日の当選証書付与式にもご出席いただくことになります。

また、委員長には、併せて6月13日の立候補届受付にもご出席をお願いします。
どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 質問や意見等はありませんか。

委員 12日の委員会では、何を行うのですか。

書記 市議会議員選挙関連の議案について諮ります。

委員 立候補者の被選挙権の有無はどうやって確認するのですか。

書記 本籍に照会をかけたたり、居住実態を調査したりします。

委員長 他に質問や意見等はありませんか。

各委員 ありません。

委員長 それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会とします。

令和3年6月12日

委員長

内田雅章

署名委員

土屋紀信